

第17回 安来市農業委員会議事録

令和3年11月22日 午後2時00分 第17回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年11月22日 1日
日程第 3	議第67号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第68号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第89号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第70号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第71号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について
日程第 9	報第90号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10	報第91号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第92号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 12	報第93号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第17回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第17回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 18番 齋藤委員、19番 渡辺委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第67号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 平均約1.3km 農機具は、トラクター1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と父の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m 農機具は、管理機1台、草刈り機1台、軽トラック1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応することとなります。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 平均約1000m 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、草刈り機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の計3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1km 農機具は、トラクター2台、ハーベスタ1台を所有し、田植え機1台を共有しています。労働力は本人と妻、次女の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約50m 農機具は、耕運機3台、トラクター2台、田植え機2台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有しています。労働力

は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

2番足立です。1番案件について説明させていただきます。内容は事務局から説明のあったとおりです。譲渡人は大阪暮らしが長く、申請地は現に山畑ですけれども、管理が行き届いておりません。以前より、譲渡人の家屋敷に住んでおられる譲受人が長年この地の草刈り等の管理を請け負ってこられましたが、この度譲渡の話がまとまりました。申請地の周りは原野状態が多数あり、譲受人が果樹、植樹と野菜栽培等で管理されることにより、この地全体の原野化を少しでも防止できるのではと考えております。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番佐々木です。2番の案件について説明させていただきます。譲渡人と譲受人は兄弟でございまして、かつて相続の際に譲渡人がこの土地を取得しましたが、遠く離れている関係と高齢になったという事もありまして協議のうえ土地を戻すという格好で兄へ譲り渡す案件でございまして。本人は離れておりますので、土地は管理委託に出しております。譲受人である兄の子が、長年作っていた方に管理委託をする話し合いがございまして。委員の皆様方の審議のほど宜しく申し上げます。

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について 19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番渡辺です。3番案件について説明をいたします。譲渡人につきましては、数年前から両親そして若い方次々にご不幸がございまして、相続をされる方がおられなくなりました。そういう状況でありましたところ、その近く、隣ですけれども譲受人が経営拡大により耕作することになりまして申請されたものでございまして。譲受人につきましては、献身的に農地を守り耕作されており、この案件によって近隣の農地に影響を及ぼすことはないと考えますので、宜しく申し上げます。

議 長：岡田 一夫君

4番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番塩見です。4番案件について説明をさせていただきます。譲受人は8, 184㎡の農地を耕作されています。今回の案件は譲渡人の都合でありますけれども、譲受人の農地の隣接する農地を数十年前よりずっと耕作しておられます。そういう状況でありますので、周辺の農地に影響を与えることはないと考えます。委員の皆様方のご審議を宜しく申し上げます。

議 長：岡田 一夫君

5番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番板金です。5番案件の説明をさせていただきます。譲渡人は2年前より県外の長距離運送に勤務しておりまして、我が家の農地を耕作することが困難になったという事で、譲受人がこの申請農地の隣で水田を耕作しており、荒廃するのが残念だからということで申請に至りました。この申請によって周囲に影響を及ぼすことはないと判断しております。委員の皆様方の審議のほど宜しくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第68号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。6ページに案件の内容、7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する土地改良事業とは、昭和55年度に施行した団体宮須崎地区ほ場整備事業のことです。転用目的は、駐車場、進入路、作業小屋及び農業用倉庫です。本件はすでに一部を駐車場及び作業小屋として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者は新聞配達業を営んでおり、このたび申請地に新たに農業用倉庫の建築及び駐車場の整備を計画したところ、地目が畑であることがわかり、農地法の手続きがされていなかったことが判明しました。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。申請者の住宅は密集した農業集落内に位置し、幅員3.5mの市道に面していますが、敷地内への乗用車の進入及び駐車のためのスペースがなかったため、約17年前より申請地を駐車場及び作業小屋として使用していました。このたび農業用倉庫と、現在家族が所有する5台分、配達員用及び来客者用3台分の駐車場を整備するものであります。自宅敷地には当時より余剰地及び車が進入できる幅員がなく、やむを得ず本申請地が選定されたものであります。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番渡邊でございます。今月の調査班は2班で、11月19日午後1時35分より、武上班長、渡辺和則委員、塩見委員、仲佐委員、永塚委員と私 渡邊の6名と、事務局より實重局長、名原係長で伯太庁舎201会議室にて概要説明を受け、調査してまいりました。4条案件の調査報告をいたします。島田町 [REDACTED]、現況地目畑、306㎡。地元担当委員より説明を受けました。転用目的は駐車場、

進入路、作業小屋及び農業用倉庫です。事務局より説明がありましたように追認案件となります。申請者は新聞配達業を営んでおり、新たに住宅側に農業用倉庫の建設を計画したところ、一部が申請地にかかり畑であることが判明したものであります。申請地は市道より住宅敷地内への乗用車の進入及び駐車スペースがなかったため、約17年前より申請地を作業小屋及び駐車場として使用していました。この案件について造成等はありません。顛末書も添付されており、調査班としては許可相当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議を宜しく申し上げます。

議長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
日程第5 議第69号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、農業機械及び自家用車等置場で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台と自家用車3台を所有しております。現在共同で使用している農業用機械置場が使えなくなったためと、自家用車が増えたため既存の駐車場が手狭になり不便であったことから、農業用機械置場、農業用資材置場及び駐車場の整備を計画するため適地を探していました。周辺の宅地、雑種地の候補地をあたりましたが所有者や隣接者の同意が得られないなど入手が困難であり、農地以外の候補地もなくやむを得ず本農地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番及び3番は、申請地が近隣であり、譲受人が同じため、あわせて説明します。2番及び3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備です。権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、太陽光発電事業を行う法人です。安来市内で太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、譲渡人の了解が得られたため、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。太陽光発電の第2種農地の転用については、代替性の無いことが許可基準となっており、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可

赤江町 [REDACTED]、地目畑、1, 6 6 6 m²。転用目的は太陽光発電設備。2番案件と同じくパネル168枚、建築面積433.2 m²、造成はなく、雨水は既設水路へ自然流下。周囲に高さ120 cmのフェンス、防草シート、遠隔管理システムの設置ということでございます。調査班としましては許可妥当と判断いたしました。続きまして4番案件、西松井町 [REDACTED]、現況畑、計366 m²。転用目的は個人住宅。地元担当委員より説明を受けました。木造2階建122 m²の住宅、2台分の車庫、進入路が計画されています。造成は道路までの約30 cmの盛土、汚水は浄化槽、雨水は既設水路へ自然流下。調査班としましては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議を宜しく願います。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

す。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 報第89号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。14ページに案件の内容、15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番、2番とも、転用目的は分譲宅地で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番と2番の案件について 5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第70号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、4番 北中委員 の退席を求めます。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、19ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権52件、面積103,842㎡、使用貸借権4件、4,405㎡、全体で56件、総面積が108,247㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第70号についてご説明いたします。今月の利用集積計画は、番号1から9、及び11が利用権設定でございます。なお、番号1は借り手が一般法人であり、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に該当する者ですので、解除条件をつけた利用権設定となります。また、番号10は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、4番 北中委員の退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君
日程第8 議第71号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
24ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり賃借料等情報の提供をしてよろしいか審議を求めるものです。25ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定により農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に役立てるほか、その所掌事務を的確に行うため情報を提供するもので、令和4年1月から12月に契約される場合の参考にしてもらうため、令和2年の利用権設定の賃貸料を基に算出したものです。なお、この情報は、可決されますと安来市のホームページ、市報で公表されます。カッコ内は前回の値です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第9 報第90号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
26ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。27ページに届出内容を書き載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
日程第10 報第91号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局

の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

28ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。29ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第92号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

30ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出は2件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置1件、KDDIによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第93号 土地改良区からの地目変更届出の通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

32ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。33ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第17回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時00分)